

板谷峠における上杉(米沢)藩グラシー(Glacis)の政治地理的研究

岩田孝三

はしがき

- 第一章 板谷峠における上杉(米沢)藩グラシーの成立と経過
- 第二章 板谷峠をめぐる初期の境界紛争
- 第三章 板谷峠道における境界紛争
- 第四章 板谷における元禄の大境論
結語

はしがき

自然地理学ではグラシー(Glacis)のことを「山麓平地」(Piedmont Plain)といつて地中海地域のような乾燥地帯の縁ゆき(とくにアルプス山脈の南麓)に拡がる特殊な山麓地形についての名称を付しているが、同じ地理学の中でも政治地理学では「峠国家」といつて内陸の山嶽国がこれをとり囲む山地を越えて反対側の山麓平地をも領有し、峠を中心によどめた形態を示している場合についていうのである。例

えば四千メートルにおよぶアルプスの主嶺の国境線のなかでサンゴッタルフ峠(1,112メートル)を越えて、イタリア側の山麓平地テシノ(Tessino)まで領有し、イタリア側に強力の存在となってきたイスイス国の如きは典型的な「峠国家」(グラシー)で、このグラシーはイス建国の頭初からすでにつくられていたものである。同じアルプス山脈の東部もオーストリアとイタリアの国境は主嶺線上を通りるのであるが、嘗つて、そこにあるブレンナー峠(1,375メートル)を越えてオーストリア・ハンガリー国的一部がイタリア側山麓平地「南チロル」(Trentino)を舌状に領有し「峠国家」をなしていたことは有名で、これは第二次世界大戦と共に消滅して今は主嶺国境線はブレンナー峠上を通っている。山嶽国がグラシー国(峠国家)となるとすることは峠道を中心に反対側の山麓平地に拠点を置きこれを橋頭堡として、さらにその平地一帯に勢力を伸張したり、逆にこの山麓平地と主要峠道との組合せで相手平野側からする攻勢に強力な防衛線を開拓することになるところから山嶽国は「峠国家」にならうとし

またそれが「峠国家」の生態でもあるわけである。

近世幕藩体制下にあって各私藩領は必ずしもこのような現代國家と同じ生態を営んだものとはいえないが幕府という統制下の中に或る程度私藩の自主的行動が許された面もなくはなかつた。幕府を「天下」といふ諸私藩を「國家」と称したように、とりわけ江戸時代初期にはこれら私藩諸国家の自己中心的な行動がかなりみられるのである。山間盆地または山に囲まれた山地を中心とする私藩領の中では峠を越えて四周の平地に進出し「峠国家」まがいの営みを続けたものもいくつかみられる。その中でも米沢（置賜）盆地に本拠をもつた上杉（米沢）藩が板谷峠を越えて、福島側の信夫郡の山麓にその所領を伸ばし、板谷道を中心に所謂上杉（米沢）グラシー（峠国家）を形成したことは特筆に値するものがある。

上杉景勝米沢入部以来奥羽山脈中心に、出羽、奥州のグラシー国をなし、その後その形態に変化があつたが江戸時代を通じて板谷峠独占のグラシーを続け結局その藩界が国界ともなり、明治以後山形、福島両県界にその儘踏襲されている。この珍らしい上杉藩の「峠国家」の成立過程その後の経緯を政治地理学的に検討することが本文の目的である。

第一章 板谷峠における上杉（米沢）藩グラシーの成立と経過

現在の山形、福島両県界は板谷峠付近では完全にこの峠が山形県内

にとり入れられて、分水界を越えて福島県側の山麓に近い松川の谷の線が選ばれている。「水落ち境い」といつて古くからの国界や近世の藩界では分水界すなわち峠通りが選ばれることが普通であり、ましてやそれに県界が設定せられる場合は多く、この伝統的な、分水嶺境界に依存することが一般的である。板谷峠における両県界が峠通りになくて福島側の低地に下つた所の川筋を通つてることは全国的に珍らしいことで、したがつてこのような山形県のグラシーが板谷峠に続いてきているその経緯を検討することは府県合併、広域圏化がすすめられて福島側の低地に下つた所の川筋を通つてることは全国的に珍らしいことである。すなわち上杉（米沢）藩の板谷峠付近における藩界が県界に移行したものであつて、従つて、このグラシーの存在は、上杉（米沢）藩領の設定事情と深い関係があり、また米沢藩が板谷峠道に寄せられたものでなく、江戸時代の藩界がその儘、引き継がれたものなのである。すなわち上杉（米沢）藩の板谷峠付近における藩界が県界に移行したものであつて、従つて、このグラシーの存在は、上杉（米沢）藩領の設定事情と深い関係があり、また米沢藩が板谷峠道に寄せられたものでなく、江戸時代の藩界がその儘、引き継がれたものなのである。すなわち上杉（米沢）藩の板谷峠付近における藩界が県界に

慶長六年（一六〇一）上杉景勝が会津百二十万石の所領から、当時その所領の一部であつたこの置賜地方（米沢）と信達地方（福島）併せて三十万石だけに減封されて米沢に転封となつた。いう迄もなくこの時の新らしい所領には板谷峠を越えた福島側の松川溪谷筋の境界線は未だ設定されず板谷の嶺筋をはさんで西は置賜地方（米沢盆地）と東は福島、梁川を擁する信夫、伊達盆地と所謂、出羽、奥州に亘る完全なグラシー国を形成したのであった。それが寛文四年（一六六四）上杉綱勝の急

死と定期養子の設定のないため、幕府の制度では上杉家は欠所となるべき運命にあったのが、(→上杉という旧家の断絶が惜まれたことと、(→当時の幕府要職（老中酒井雅楽頭）への運動が奏功し、半知すなわち十五万石をもって吉良上野介の長子三郎丸（上杉綱憲）の養子襲封がみとめられることとなつた。この半減した上杉家所領のことからここに板谷峠に関する新らしい境界問題が大きく浮び上つてくるのである、大雑把にいって三十万石時代の上杉藩領は奥州側（伊達、信夫郡）十二万石と出羽側（置賜地方）十八万石と計算されていたものであつたが、この寛文四年の所領半減に際して全奥州側十二万石分と出羽側置賜地方上和田村外二十五カ村分（今の高畠町一帯）三万石が幕府直轄領にとり上げられ、残された置賜盆地（小国地区を含み）の大部分の十五万石となつたのである。ここにはじめて板谷峠道を中心として、天領と上杉藩領の境界（またそれまであいまいであった出羽と陸奥との国界）に関して新らしい境界紛争が生じることによりかくて松川の渓谷における上杉藩グラシーの形が存続することになるのである。すなわちこの半知の際、当然考えられる分水嶺境界線がとり上げられずに福島側に下つた李平部落に關係する谷すじで板谷における上杉藩のグラシーがかなりな無理をくり返しながら生じて行くのである。

第二章 板谷峠をめぐる初期の境界紛争

寛文四年以前、上杉藩三十万石時代、その所領の中央を走る奥羽山

脈一帯の山林はその西側置賜地方、東側信夫、伊達地方の村々の入会林野とされており、その山野林中の境界ははつきりしていなかつた。とりわけ板谷峠付近は山深く林野のもつともまとまつた地区で、用材、馬草、薪炭等の必要のために、西の板谷村側や東の李平、庭坂村等の入会山としてかなり自由に両方の村民が出入りしていたのである。したがつて寛文四年、急に東側信夫、伊達地方が天領にとり上げられることになり、ここに奥羽山脈にそつた西側の上杉藩領に残つた部分との間に境界設定の問題が惹起することになったのである。

「黒川日帳」によれば、綱憲が上杉名跡相続に当り、半知の米沢十五万石が与えられ残りの半知十五万石を幕府へ上知に際しては、上知された奥州分（伊達、信夫郡）（十二万石）と出羽国置賜郡（屋代郷を中心）（三万石）が任意に設定されたものであつたか、或は幕府の意図的な選定によつたものか大いに問題のあるところであつた。東北地方における所領石高の高い外様雄藩に對して、この寛文初期ごろ幕府では機会をみて名跡の断絶または所領の減高を意図していた点は、伊達騒動の経過のなかにうかがえなくもなかつた。定期養子の設定がない儘に綱勝の急死は、それだけで上杉家断絶の口実は立派に立つし、しかもその当時の老中筆頭には伊達騒動の黒幕ともなつてゐた酒井雅楽頭忠清があつてこの吉良上野介の長子の綱憲が上杉家相続にも関係したのであつた。上杉綱憲によつて兎も角も半知相続上杉名跡の存続の断は上杉藩にとつてはむしろ過分の処置ともいえる。当時の幕府の方針では将軍に対して跡目養子の承認を経ていない場合すなわち定期養

子となつてない時にはその名跡断絶が当然の処置とする不文律があつた。ともかくも綱勝の甥にあたる吉良義央の長子を上杉家の跡継ぎとして半知、名跡存続には、亡なつた綱勝の夫人の父保科正之（將軍家光の異母弟）等の中央における運動が大いに役立つたといわれる。

綱憲が米沢にあって所領半減に拘らず名跡継承に成功したことは、當時の事情から、所領地選択の自由は許されなかつたものであり、したがつて奥州分の領地や置賜郡中の屋代郷を天領にとり上げられた事はすべて幕府側の選択によつたもので、上杉家としては初代景勝の時百二十万石から三十万石に、綱憲になつて三十万石から十五万石に減領され一段、一段と藩の財政困窮に拍車をかける結果となり、宝曆年代上杉康定の代には藩体制の維持が困難となり幕府にその領地返上し、大名辞退を申し出るという他の諸藩には全く、例をみない挙に及んだほど窮迫その極に達したのである。

寛文四年の上杉（米沢）藩の半知上知は上杉藩を中通り筋（奥州分）からの支配より後退させることになり板谷領すじにはつきりした国界（陸奥と出羽）と藩界が設定されねばならない事態に追いこまれることとなつた。ともかくも、この半知上知はさすがに幕府にとって上杉藩に対する苛酷さへの反省からか上知決定間もなく一時置賜部屋代郷中心の三万石分は上杉藩預地（天領ではあるが、その管理一切を上杉藩にまかせるもの）として、約二十五年間その体制を続けさせ、元禄二年（十六九）以後、領地をはなれ完全に天領として（漆山代官所管轄）上杉藩と関係がなくなつて幕末近くまで続くのであるが、これに対し

て奥州分旧所領ははじめから完全に天領として代官管轄或いは福島領となるなど幾変転はみられたが、遂に上杉藩所領に戻ることなく終つたのである。この寛文四年の上杉藩領の半知上知に当つて、没収された奥州分の領地に関しては、黒川日帳によれば

一、伊達、信夫上知相成り候上ハ御目附衆、御勘定衆近日御下り可有事

一、梁川（それまで中通り筋において福島と共に上杉藩の支城の置かれていた所）の城御目附衆へ相渡し候（趣）首尾よきよう以致度候

一、信夫における綿手米高、紅花手の米高、紙手の金高此書付に入候間、指越被るべく候……当年の分、綿、紅花、紙御所納のため右之書付御登せられ候……

と上知分引きとり方について幕府勘定方の役人も加わつて、相当具体的な指令が下されている。これに対しても置賜郡の屋代郷上知分（間もなく上杉藩預地となる）については、

一、米沢之内三万石上り知に可致処、何方可然候様御吟味可有之事

とて、はじめから手加減がなされていることがわかる。六月五日（寛文四年）上知がきまると、それから約一ヶ月後の七月九日になると早くも出羽置賜郡（上杉藩領）と陸奥国信夫郡（天領上知の分）との境界の議定問題が提起されており、その結果現在に續く境界決定の覚書きが交換されているのである。いいかえれば今の山形、福島両県界は

すでにこの寛文四年に決定されたことになる。板谷峠における上杉藩グラシーがこの時に確立したのであるともいえる。この境界線は板谷峠を越え福島側に下った、おぼが沢（松川渓谷）と蟹沢をたどつているのである。その設定事情を、黒川日帳によれば、

一、前々からのしきたりで上杉景勝、米沢移封になってからもずっと米沢と信夫のさかいはこの「おぼが沢」にかけられている三つの橋の内二つは、米沢藩が架けることになつてゐるのに対し一つは境目の橋であるために、米沢と信夫（福島における米沢藩支城）の御普請奉行と人足共がお互に出合つてかけることになつてきていた。板谷道の道造りの場合も、米沢、信夫共々におぼが沢の橋切までである。

一、このたび米沢藩と天領（信夫、伊達）とわかれることになつてからの大境いの件は、板谷から十四、五里はなれた赤筒木というところが、かつての境いの基点であったとのこと、地元の年寄達はき及んでいたが、ながい間、長井（米沢側）信夫とも同じ米沢藩領で、同じ国のことであり、山々はみな入会になつて自由に入れりができるので境の必要もなく、確かに境いはわかつていらない。

大体このような内容を盛り込んだ「覚」を、この境界に關係する地元の村々、すなわち板谷村百姓（米沢側）と李平村百姓（新らに天領となつた信夫側）。から幕府御目附に提出し、相互に交換している。この「覚」のなかで、

分水嶺、板谷峠を越えて福島側のおぼが沢の谷合に境界があつたことは、古くからのもので陸奥、出羽の国界の事をいうのである。は

じめ今の大東北地方は全体陸奥一国であった。この陸奥國から、日本海側に出羽國が分置されたのは元明帝の和銅五年（七二三）といわれているが、いう迄もなく、出羽の國の中心ははじめ日本海岸側にあって、海岸筋にそつて出羽への進出がみられ、聖武帝の天平九年（七三〇）出羽柵の北進と共に陸奥按察使大野東人たちによつて陸奥側（太平洋側）から出羽柵に達する直路としての山道百六十里が拓かれるに至つたといわれる。しかしこの山道が奥羽山脈を横切つて出羽側に達するのには道によつたかは不明である。少くも後々まで嶮岨を極めていた板谷道であつたとは考えられない。米沢伊達時代から上杉時代まで、米沢と会津との関係はきわめて深いし、米沢伊達時代のみでなく、上杉景勝の時にもはじめ会津に本拠があつて米沢（長井、置賜）信夫、伊達の諸地域を一円領有し、三十万石に減ぜられて米沢に移されてからも少くも、米沢と信夫、伊達を併わせ領有した経緯からすれば、この「おぼが沢」境界は前々からのしきたりであるとか、むしろこの部分の境界の基点は、おぼが沢などでなく板谷から十四、五里山に入った赤筒木であるとかという地元年寄の「覚」における主張は、陸奥國と出羽國との国界はきわめてあいまいで、またそれ迄、同一藩領であつたので、境界をこの部分に設ければならない必要もなかつたことを意味している。上杉景勝の米沢移封が慶長六年（一六〇一）といえばこの寛文四年よりも六十四年前のことであるが、景勝移封以前であつても、この板谷道付近の国界はあいまいであつたことは否定できない。しかも景勝米沢移封以後、百二十万石時代の武士をかか

えぎれず、帰農武士（在郷武士）を多く出すのであるが、そのためにも福島支城と米沢本城を結ぶ最短道路である板谷道の敷設並びに街道警備の意味もあって途中の村々は多くこの在郷武士によつて拓かれていることをもつてすれば、益々境界設定の必要もないわけで、境界がはつきりしないできた事は眞実である。強いて「おぼが沢」を境いとするより所としては、板谷峠道にかかる橋の所で普請の担当が米沢本城からと福島支城からとが互いに出合うことがきめられてきていることだけである。

境いの橋の普請については板谷道開設の初期から米沢藩は幕府に対する警戒心がみられ、この道筋の屯田兵村の配置（在郷武士の集落）並びに福島支城との間の緊密な連繫を念願として「おぼが沢」の橋一つについても責任分担をはつきりさせていたもので、板谷道に関しては板谷峠を越えた福島側の「おぼが沢」までは、米沢本藩の責任範囲としたものでこれが後の板谷におけるグラシー成立の基盤となるわけである。急に寛文四年に米沢藩と天領との大境の設定が必要となつて、地元村々に諮問が行わるとすれば、当然おぼが沢の橋の普請分担区分がとり上げられなければならない結果となるわけである。板谷の部落から十四、五里の赤筒木というところが境界の基点といわれているが、その場所不明とあっては、寛文四年の新境界設定に際しては地元村々の年寄達の進言と合意の線によらねばならない結果になる外に方法がない。奥羽背梁山脈の峯筋一帯、（北は今の高畠町二井宿の北の部分）、仙翁嶺、豪士山、栗子山、板谷峠上、吾妻山（一切経山）

と連なる山地は、その東側（信夫）も西側（長井、置賜）も入会山となつてきており山境も村境も全くあいまいの儘に続いて來ていたもので、板谷道の「おぼが沢」に新境を設定するについて幕府から意見を徵された地元村々のおもわくが強く浮び上つてくるのである。奥羽山地一帯が入会山であったことは、この寛文減封後、天領となつた屋代郷中心の入会山整理に関する紛争の解決の時にさらに一層その事情がはつきりする。要するに寛文減封により、信夫、伊達（奥州側）没収に際し、新らしく大境が設けられるに當り、板谷道を中心とした部分だけは高倉山、板谷峠領通りと嶺筋（間もなく紛争が生ずる）とならないで、これらを越えて信夫側の「おぼが沢」に一応設定をみたことは、幕府目附の土地事情の不案内か、または無関心によるか、「覚」書を提出させることによって地元村民の意向を重視するという考え方からか、将又、半知上知に関する幕府中央の上杉藩への同情か、保科氏、吉良氏等による幕府中央への運動の結果か、いずれにしても、この板谷道に関して、江戸幕府が、境界紛争裁決に當つて、常にその基準的態度をつらぬいていた「水落ち境い」を無視して米沢藩グラシーをつくったことは珍らしいことといわねばならない。

第三章 板谷峠道における境界紛争

福島を中心として信夫、伊達両郡没収後、幕府は約一ヶ月して上杉藩の支城のあった福島を一時、当時の山形城主松平氏の所領とし、同じ支城のあった梁川城は破棄するの舉に出た。しかし福島を中心としての信夫、伊達両郡の山形領は寛文八年八月までの約四カ年間で、これ以後、またしばらくは、幕府直轄領に戻るのであった。

伊達、信夫両郡が、再び天領となつてからは、米沢（上杉）藩と幕府直轄領（福島）との間に奥羽背梁山脈における（板谷付近、すなわちおぼが沢境界部分を除いて）山地境界が、入会慣行のためにあいまいで、不都合があるということで天領福島側から境界争いが提起された。編年文書によると、貞享二年（一六八五）に山境についての米沢側、福島側との間に妥協ができる覚書交換におよんでいる。

「これよりさき、幕府福島領茂庭村（信夫郡）と米沢上杉氏所領梓山、和田両村と山境を争う。ここに至り相協和し、覚書を交換す。すなわち

一、半夏

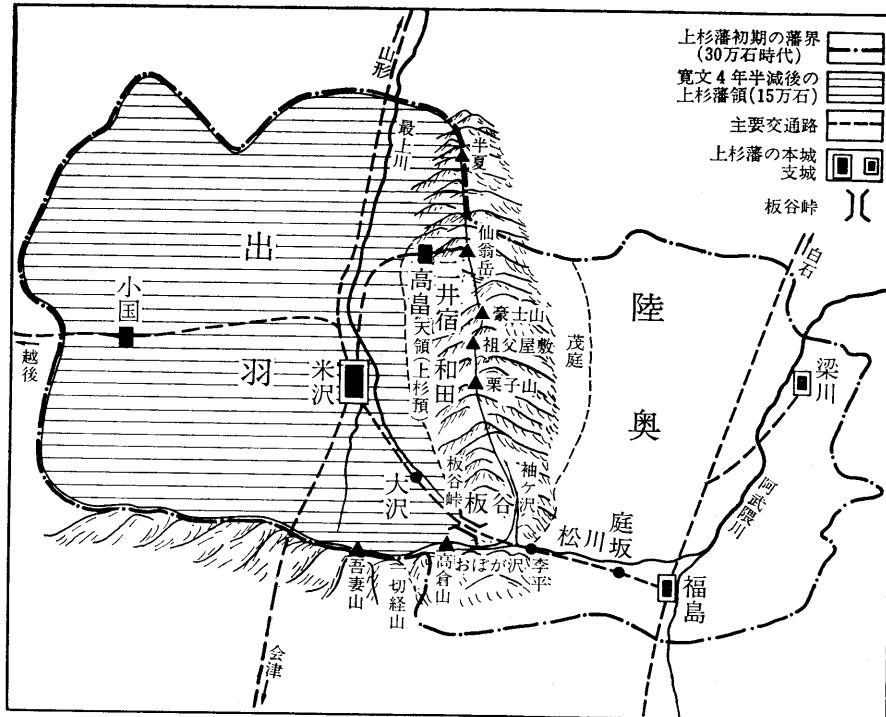
一、合子峠（今の豪士山）

一、祖父が屋敷

一、くいかうがたけ（栗子山）

一、柴小屋

一、袖ヶ沢



一、おぶが沢（おぼが沢）産が沢

一、細木立

一、高倉山

とて、背梁山嶺の北の半夏から南の端は高倉山まで、尾根伝たいに「水落ち境い」をたどっているが、ただ袖ヶ沢、おぶが沢の部分は板谷峠上を越えて福島側の沢の線を認め合っていることは知行半減の折に決定されたとおりになっている。要はこの時の境界紛争の重点は北は半夏から分水嶺上の境界線を福島側から米沢側に確認を求めそれを認め合ったところにあつた。この背梁山脈上の境界線が、従来同一藩領内であつたことと地元村々の入会地であつたために不分明になつてしまっていたものが米沢藩半知に減じたことから境界の設定が必要となり、やつと貞享二年になつてお互に嶺通りを限つて入会を侵さないといふ確認におよんだものである。

この貞享の山境論で、問題になるのは米沢（上杉）側の梓山、和田村等屋代郷（米沢預地の天領）の村々でこの覚書き交換後七年にして元禄二年（一六八九）には米沢預地もとかれて完全な天領となる村々が相手であり、また福島側の天領地茂庭村、李平村、大笛生村等は板谷道中心の「袖ヶ沢」「おぼが沢」の境界部分は別としこの南にのびる一、細木立、一、高倉山まで北の半夏からずっと、峯通りの村界を主張したものである。少くも板谷道の沢すじの境界部分を除いて、ことにその南部は細木立、高倉山の嶺通りまで福島側諸村がその境界を押しすすめしたことになる。この貞享山境論の交換覚書の後段に、「……慶長年

中の証文の通り山境は右所々大峯水落次第に相きめ申すにつき互譲文取替候……」とあるが、いかにも慶長、景勝米沢入部の時からすでに大峯水落ち次第ということがきまつて來ていたかのように記載されているが、当時はその必要もなかつた状態でこの時にいたり異領となりしかも、福島側ははつきり天領の村々であるという氣負いもあって、米沢（上杉）側諸村への強圧をかけるふしもみられなくはない。宝曆以後（一七五〇年代）境界紛争などの公事訴訟は寺社奉行を中心に評定所の設置により審議、裁決するという制度も確立し、山境の場合には常に「水落ち境い」の裁決基準も確立するのであるが、この頃でもすでに「水落ち境い」妥当の信念が福島側諸村にはあつたといえる。要するに貞享山境論は全く天領となつた福島側諸村の積極的主張に米沢側諸村が押された結果となつた。そのために元禄十一年（一六九八）には福島側諸村からこの山境に対する紛争が提起され、ことにこの時の論争点は「袖ヶ沢」「おぼが沢」の沢筋の境界から南に延長し、従つて一、細木立一、高倉山の峯通りを福島側に越えた部分（福島側低地）まで米沢側諸村（殊に板谷村）に属するという貞享山境論の覚書以前の所属関係に戻ることが確認され細木立、高倉山一帯と、袖ヶ沢、おぼが沢の沢筋の線が米沢藩、天領福島領（後に福島板倉藩領）との境界となりこれがその儘現在の両県界となつてゐるのである。

第四章 大峰通り入会山と板谷峠

板谷峠をめぐつての沢通り（袖ヶ沢、おぼが沢）並びに背梁山脈の

峯通りに関する山境紛争はこの貞享論争以後もつづいて起されるのであるが、それが板谷峠道における沢筋、所謂、板谷グラシー（米沢藩・峰國家）の問題が必ずしも大峯通りの争論に関連して起つてくる所にこの松川の谷の沢筋境界線がはじめから決定的なものでなかつたといえる。貞享争論の翌年すなわち貞享三年（一六〇四）には福島側（伊達、信夫郡）は幕府直轄領から一時山形藩領となり、その後、元禄の大境論となり再び幕府直轄領となるなど目まぐるしい変わり方をするのであるが、この福島側は幕府直轄領となるたゞごとに板谷道を中心的に能動的に山境論を提起しているのである。これは置賜郡の屋代郷（天領で上杉預地）の場合でもそうであるが、米沢藩領と幕府領とではおのおのの地元村民に住民意識や生活態度並びに生活様式に段々と相違を齎らしてきていることが推察されるのである。寛文四年の上杉藩減封の際天領にして上杉藩預地となつたこの屋代郷二十六カ村（約三万石）の地は元禄二年（一六〇九）になつて住民の希望から上杉藩預地をはずされて全く天領一本の下に置かれることになるが、それを転機に屋代郷地元村々は自主的に旧来上杉藩支配の様式を払拭する擧にである。すなわち元禄五年（一六〇八）の屋代郷入会山大整理の企てがそれである。和田村誌によれば、この入会山は奥羽背梁山脈の峯筋にかけて拡がつてゐる広大な山林で北の稻子にあってはむしろ背梁山脈を越えて東側（福島側）にのび、本宮、小黒川、南奥山、立石原野の全地積二千六百二十七町歩におよんでいた。今の高畠町、旧東置賜郡和田村大字上和田に属する山林で、東部は今の福島県伊達郡におよび、この屋代郷の

入会山が貞享二年（一六〇五）の福島側茂庭村との山境の対象となつたのである。元禄五年のこの広大な入会山整理の中心となつたのは地付きの和田村（屋代郷）なのであるが、それまで寛文四年の天領への没収、上杉藩預地さらには貞享二年の福島側茂庭村との間の大山境論が起るまでは必しもこの広大な山林入会地一帯に対する地付村の確たる所有権はみられていない。いいかえれば、このような広大な山林地が入会山で、村所属の境界がはつきりしてなかつたことが天領上杉藩預地（和田、梓山村）と福島側天領（茂庭村）との間の貞享論争を起した原因ともいえる。そもそも上杉藩三十万石時代から上杉藩の方針では山林の地付村と里村（田方）との間には、山林に関しては入会山の制度が全面的に制定されていたとみられ、とりわけ十五万石時代になってからは相互の村々の窮迫から、その藩領内の山林地付村と里村との間の入会係争は、段々と激化していくのである。

この屋代郷和田村（山林地付）を中心の入会山整理の問題は貞享二年の茂庭村側よりの峯通り（半夏—豪士山—栗子山—おぼが沢—細木立—高倉山）の境界線がほぼ設定させられるという結果をみてから丁度四年後の元禄二年にこの屋代郷が上杉預りから離れて全くの天領となるに至つてはじめて決定的に上杉領時代の遺風から脱却して、かなり自主的にその処置をすすめるに至つたその中心の課題はこの入会山の制度であった。屋代郷内には山林地付村とそれに入会う里村があつて利害が一致しないので二十六百二十七町歩に及ぶ入会山を各村々で分割所有するところまではどうしても発展しなかつたし、何んといつて

もやはり山林地付村が入会山に対して有利な条件を留保することは否定できない。この入会山の村々の相互入会権に数段階の格差を設けたのは興味ふかい。その際地付村上和田がもつとも多くの権利を確保し、次いでそれに準ずる地付村、元和田、下和田、木和田の三村が続き、その他の屋代郷二十二カ村(多く里村)はその権利が少なかつた。これを規定したとり極め文書が、旧上和田村誌に集録されている。

本入会慣行のとりきめが文書として記録されたのは元禄五年十一月(二充三)をもってはじめとされている。

取極申一札之事

上和田村奥山四山、館(立)石原野出入之儀

一、地元上和田村者、流木、炭焼、置切刈場付、火野、勝手に候

一、外三和田村者、流木、炭焼、火野不仕候外は地元上和田村同断

一、外之村々者馬草刈、野の口は朝草銘々一駄かぎり

一、野の口は土用入、四十二日前之事、風祭過ぎは刈不取の事、原草は土用の翌日に刈取申事
一、ひょうぶ、かやの実は風祭すぎ、くぞ葉は彼岸入口より取申すべく候事

元禄五年

各村々

この文書はいすれ後に旧上和田村々誌に転載されたものであるが、その節屋代郷上和田村外二十五カ村とあるだけで当時の二十六ヶ村全部が省略されているため、(原文書には当然書かれていたものにちが

いない)わずかに三和田の村々を元和田、下和田、木和田の三村と推定したものである。この屋代郷は後の寛保三年(一七四三)米沢(上杉)藩の執拗な希望が通つて又々米沢領地になるがこの頃に十カ村の新村が増え、屋代郷三十五カ村(旧村一つ減かまたは新村名に変わる)となつてゐるから、その新村名はわかっているので逆算すれば元禄当時の二十六カ村がはつきりする。要するに屋代郷三万石が全く上杉藩領から天領管轄に入るや入会権の整理を行い、延いては対福島側との峯通境界線の確立、上杉遣風の脱却、天領民意識の高揚といった処置にでることになつて、これが必然的に板谷峠における米沢藩グラシーの存続のために大きい影響を及ぼしたものといえる。

第四章 板谷における元禄の大境論

元禄十一年(一充三)二月二十二日、陸奥国信夫郡福島領李平村、庭坂村二井田村村民(幕府直轄領の村々)、米沢領の板谷村、大沢村と高倉山の所有を争い訴訟におよんだ。こうした境界論争で、幕府(寺社奉行)が審議裁決をするという場合はその地元村々相互の村境の争いとしないでなく、背後に藩領に関する境界争いが存在するのである。

幕府は藩相互の境界争いの場合、おもて立つて藩と藩が論争することは、地方騒乱のもととなりこれが延いては幕府の威信にも影響するとしてたとえ藩領に関する境界争いが実態であつてもその境界地域に關係ある地元村々相互の争いという形で訴訟をとり上げることが慣例になつてゐるのである。この福島領と米沢藩領の村々が高倉山の所有を

めぐって紛争を起したことは、当然板谷峠における「おばが沢」「袖ヶ沢」の沢筋境界線に影響して来ることになり、米沢藩としては重大事であり、また幕府がその訴訟をとり上げたことに福島領(天領)村々が米沢藩領村々に仕かけた高倉山所有問題はただそれだけの事でなく米沢藩グラシーを失うか否かの喫緊事なのであった。幕府は代官諸星内蔵助(出羽国村山村漆山代官)外一名の調査官を派遣して実態調査に当らせたのであるが、二人は貞享論争決著の際の証拠すなわち、細木立、一、高倉山の峯通りの線をもって境界であるという李平村外の庄屋等の主張に対し、米沢藩側の「おばが沢」「袖ヶ沢」(松川渓谷)沢筋の境界線は早くから決定し、この線の延長によれば、細木立も高倉山も全く、米沢側板谷村の地積で米沢御領に属するという両者の主張を聴取し、実態調査の結果、福島領李平村庭坂村二井田村の主張は非分であるとして李平村以下の庄屋三名を追放刑に処し、裁決された結果にもとづく国境絵図に老中以下が裏書きして両村(板谷村と李平村)に交附している。貞享論争以前は「おばが沢」「袖ヶ沢」(松川渓谷)の沢通りの境界線が確認され、従つてその延長からすれば細木立、高倉山は明文化しないものの相互の默認からこの峯通りの部分は米沢藩側に入る事とされてきたのであるが、もともと李平庭坂等の福島側の諸村も旧上杉藩の郷土部落として誕生したものであるから、板谷道に沿う隣村、板谷村(米沢藩領)とはほぼ同じ成り立ちをし同藩内であつたので細木立、高倉山までの東側山林地は板谷村も李平村も同じように入会ついて問題もなかつたわけであったが、さすがに寛

文四年の半知上知以後この両村が異領となつて了い、段々と山間生活の便法から入会つてた入会山の所属を鮮明にさせるという氣持を李平村民が強くもつようになつて、分割前までもち続けた入会慣行地をはつきり峯通りまで自己所属に確立させようとするという行き方が元禄十一年の大境論となつたものである。いいかえるとこの元禄十一年の大境論は板谷道の南の部分がそれ迄いく度かの大境論にも余り相互に触れられて来なかつたのが遂に最後的にこの部分が境論となり、この部分の境論の決着の結果、奥羽山脈峯通りの半夏(仙翁嶽)ー豪士山ー祖父が屋敷ー栗子山ー柴小屋の部分は一步早く米沢藩と福島天領との間に境界は確認され、さらに問題の袖ヶ沢、おばが沢の沢筋は問題なく認め合つた境界であるのに貞享二年の争論では、この沢筋の延長によらないでいきなり西南側はまた一、細木立、一、高倉山といった峯通りの境界があらわれて来たところに元禄十一年の最後の大論争の種子が生じたのである。要するに、細木立、高倉山の峯通りを米沢藩側がみとめることとなると、必然的に北の峯通りを結ぶことになりその結果は板谷峠上が境界として妥当であることに展開し、かくて松川渓谷の沢筋境界は否定され、米沢藩グラシーは抹殺されることになるわけである。元禄十一年の境論はそれまで上杉藩の郷土部落として入会山を共有しきた過去の事実が段々と忘れられ、しかも板谷道にそう街道山間集落としてかなり無理してつくられた李平村庭坂村等の村々が異領となり、天領の優位意識も生じ、しかも山間集落としての生活の窮屈等から高倉山東斜面の林野の独占を意図したことがこの紛争とな

つたといえる。いつも米沢藩板谷村と対立関係となる福島領（天領）李平村はお互いが板谷道に隣り合っている山間村である。ところがこの李平村は福島、米沢間の主道として嶮岨な板谷道が景勝米沢入部後早くに開設がはじめられると、慶長十八年この上杉氏の家臣、阿部薩摩が山間の草薙の地をきりひらき、人家（ことに武士を離れて帰農したもの）を集めてはじめてつくられた山村なので、この点は隣村の板谷村や、庭坂村にも同じ生い立ちがみられる。李平村の如きはこのようないい板谷道防衛管理を意図してつくられた山間荒蕪地をきり拓いてできた部落なので、広大な高倉山、細木立にかけての自由な山林入会でかなりの生活の支えとしてきたのが異藩に分割されてみるとこれら入会山の獲得はどうしても止むに止まれぬものがあつたのである。従つて天明三年（七六三）の大飢饉となるとそれまで五十二戸あつた李平村の民家は生活が不可能となつて逃亡者を出し二十九戸に減じ、さらに天保年間（二三一—二四三）には十戸にすぎない有様となつてしまい、今は大字名にも李平はなくなつてゐる。この米沢路（板谷道）が信夫盆地に出る庭坂部落も同じくこの道路の開設と共に福島から米沢に通ずる板谷道最初の宿駅である点もあって米沢藩にゆかりの郷士集落に関連がある。

要するに元禄十一年の幕府裁定はかなり米沢藩側に有利なものとなつてゐる。李平村側の訴えで幕府が境界検視役を派遣したときに「寛文四年米沢領の役人と板谷村、李平村組頭立会の上で信夫、置賜両郡の境を相定め、百姓取り替わしの証文からすると両郡境は「おぼが沢」

に相きまりこの橋普請修理などは両村百姓でやることが定められてきていた。所がその証文を板谷村百姓は直ちに提出したが李平村百姓は難渋して仲々差し出そうとしない。幾度かの催促でやつと差し出したという経緯があつた。その後今度は貞享二年福島領茂庭村、大笛生村と米沢領和田村、梓山村との間に争つた山論の場合には、双方とり替わした証文中に新らしく「高倉山」「細木立」の名が書き入れられてある。李平村はこの時の証文を論拠にして峯通りを主張している。しかし李平村の云い分では「細木立」「高倉山」との間に具体的に「なえのうれ石」「峯通り」「大坂」「湯之峰」「風張」の五カ所の場所がはつきりしていない。貞享論争の時は各領色分けの絵図の中に高倉山一帯は米沢領の色で描かれており、それには李平村、庄屋も判形いたしてゐる。福島領（天領）は代々領主がかわり御代官に伝來した一枚の絵図では問題の高倉山がのっていない。旁々福島領百姓の訴える所は非分である。よつて李平村、庭坂村、二井田村の庄屋三人を入牢の上追放し、後のはつきりした証拠のために、この際「おぼが沢」限り両国の境と相定め墨筋引き各々老中の加印判の上双方に下しあかれ、永くこの旨を守つて再び犯すべきものでないといった幕府裁決の態度でこれが後々まで厳として守られ、その儘今の県界に引きつがれているのである。しかし貞享二年（二六七）から元禄十一年（二九八）までわずか十三年間しかたつていないので貞享論争は福島側に有利になり、元禄裁決はむしろ米沢側に有利な結果となつてゐる。ことにその間、板谷村と李平村民達の間に異藩領となつてからの意識の相違が大きくみられる。（そ

れも生活問題から出ている)

寛文四年の米沢領半減によつて新境界が板谷道を中心にして設定せられるに当り、幕府からの派遣境界設定官である目附役並び勘定役が、現地において、何を措いてもまず板谷村並びに李平村の年寄の意見を徵していることである。本来ならばこのようない地元村肝煎等の意見は一応参考だけで幕府としての本来の態度「水落ち境い」の裁定が下されるのが普通なのである。

いかえれば寛文四年、異藩境界を設定しなければならなくなつて境界は板谷道の存在とか従来の米沢藩の所領関係などは考慮されず「峯通り」境界が設定されるのである。ところが地元村々年寄の「覚」を微しこれを尊重して「おぼが沢」「袖ヶ沢」の沢筋をその進言の儘とり上げてこれを裁定し、かく米沢藩グランシーを残すことになった事情としては幕府側の戸惑いか、米沢藩半知減少に対する同情か将又、米沢藩存置のための中央への強力な運動のせいがあつたかいろいろ考えられるものがある。板谷村の年寄も、異藩領になることになつた李平村の肝煎も共に慶長六年景勝米沢入部以後在郷土族を中心としてつくられた村々である。みな旧宗家米沢藩にゆかりの者が中心の部落である。しかも板谷村も李平村も村がつくられた時がはつきりしており、慶長六年(1611)からすぐ板谷山中に草蕪地をひらいて板谷道設置がはじまつたとしても寛文四年(1674)まで六十年余しかたつっていない。まして李平村は慶長十八年(1613)はつきり上杉家の家臣によつて拓かれたとあるからには五〇年ぐらいしか経ていない。しかもこんな山中に

板谷道を守備するため無理してつくられた部落であるだけに帰農武士が何んとか生活を支えて行かれるような処置、例えば「おぼが沢」、「袖ヶ沢」の沢筋から細木立、高倉山一帯(東側)の入会山を認めている。板谷村はいうまでもないが天領になつた李平村の年寄はじめ百姓一同は上杉藩に対する忠誠心乃至は思慕の心は當時強いものが残つてゐたことは当然に察せられる。従つてこのよだな気持を持ち合つて地元村々に対し、どこに上杉藩領界を設置したらよいかと諮問されれば、板谷村、李平村肝煎達は心を合わせて、「峯通り」を避けて松川の沢筋が境界として妥当だと返答をするのは当然である。それに沢筋だけの境界は強調しても高倉山、細木立の峯筋にふれないでおけば李平村の入会山は慣行に従つてその儘継続することになり、板谷道および松川に架かる橋かぎり、米沢本藩とその支城福島からの土木、工事の分担区分などの理由をあげて、沢筋境界の妥当性を申し述べるより所としたわけである。このような地元両村の年寄連の一一致した「覚」をとり上げて福島側に下つた所に米沢藩グランシーを設けたことは前述の通りで、ここに幕府の寛大さがうかがわれる。それが後これらの村々が段々と異藩としての生活が強いられて、一方は天領の村、一方はさらに一段と窮迫に追い込まれた米沢藩の村として、その生活や意識に格差が生じるようになると、天領の優位さと山間生活の乏しさから米沢藩時代の入会山を自己に所有する態度に出ることになり遂に寛文分割から三十五年も経つてみると、自らの村の生活に困つて「峯通り」境界紛争が天領福島側諸村から提起されることになり元禄十一年

の大境論となるのである。もうこの頃になると、寛文分割当時、上杉に忠誠心をもつた年寄達の代替わりにもなり上杉藩の被護も断たれてしまったこととあってこの境論の提起となつたものと解釈される。少くも今に県界にまで続いている板谷道における、松川沢筋の国界藩界は、この部分に関しては、上杉（米沢）藩側の優位な状態を示した名残りで、板谷峠上から東方に下つて松川沢筋までの土地、すなわちかつての、米沢藩グラシーの存在は今に否定できないものがある。しかもここを、米沢藩のグラシーというからには、板谷峠道が米沢本城から中通りの福島支城までを結ぶ上杉藩の軍事上、交通上の主要軸であつただけに、その意味は深い。

徳川家康に抵抗して、会津百二十万石から米沢三十万石に移された

当初上杉景勝は、かかえている多くの武士の処分問題と併せて徳川幕府への疑惑感をなくするわけに行かなかつた。福島、梁川等陸奥側の支城はあらわには表現できないが、この方面からする幕府側進攻に対応する上杉藩の前進基地とも考えられた時代があり、米沢本城と、

福島支城を結ぶ板谷道の整備は、本城とそれらの連絡をよくするという意味のものであった。藩財政が四分の一の減少から窮迫をつづけているに拘らず、可能な限りの武士（家臣）の温存をはかり、なお軽輩家臣を中心としめねばならなくなつて、板谷道を中心とし、幾重にも帰農屯田武士部落を造つて非常事態にそなえたのである。これが板谷道中心としての上杉藩のグラシー（峠国家）の実態で、上杉藩の初期ほど出羽、陸奥にわたつて、グラシー本来の意味をよく示したもの

である。むしろ寛文四年の領地半減以後、時々にそのグラシーの名残すら抹消されようとする事態が一再ならず起きてはいるが、兎も角も、松川渓谷の沢筋をまもつてグラシーの形態を温存し続けたことは珍らしい事といわねばならぬ。

グラシー（峠国家）本来からすれば、寛文四年以前の上杉藩の形態がもつともそれに近く、寛文四年以後は、むしろそのグラシーの名残りといえるかも知れない。板谷道筋では、米沢盆地に入る入口に関根、東原、南原、芳泉町、石垣町、猪苗代町、笹野町等の諸部落は殆んどみな、板谷、李平などと前後した慶長年中における帰農郷士部落で、板谷道にそつて幾重にも配置されたものばかりである。元禄十一年に最終的に決着をみた、板谷峠道に関する上杉藩のグラシーの名残りは、本来の意味を全く失つてしまつてからのものである。しかし名残りとして存続した原因の一部には、かつての出羽、奥州にわたる上杉藩グラシーへのノスタルジアがあつたことは否定できない。

結語

政治地理学においてグラシー（峠国家）の存在、その成立については相當に深い研究がなされている。ことにアルブレヒト・ハウストーファーによる「アルプスにおける峠国家」（二二六）の研究は圧巻である。現在永世中立国であるスイスが、その建国の基礎となつたウリ州以来、アルプス山脈をサン・ゴッタルド峠により越えて、イタリア側の低地テシノを領有して以来、代表的なグラシー国とされてきた。兎角山で

閉まれた内陸国が強力の場合、その周囲の山地を越えて、外側の低地に進出し、これを前哨基地とも、また橋頭堡ともして、國力を伸張する場合が少くない。同じアルプス山脈において、嘗つてのオーストリア・ハンガリーがブレンナー峠を越えて、イタリア側の低地に舌状に南チロル（今のトレンチノ）のグラシーを構成していたことや、ソ連のコーカサス山脈を越えてのアゼルバイジャン、ジョールジア、アルメニア諸国との関係、ペルー国がアンデス山脈を越えてアマゾン低地（上流）に領土を伸張していることは、一種のグラシー国といえる。

わが国においてこのようなグラシー様式の形成を検討するとなると、近世の幕藩体制下の諸藩領の中に、その類型を求めることができる。

國と藩との大きい相違はあっても、グラシー的体制の形成については、均しく考え方には軌を同じくする所があることは興味がある。

諸藩領中グラシー国形成の例を求めると思いの外多いのである。

北から挙げると、矢立峠をめぐって、秋田藩のグラシーが、津軽藩側に設定されようとしたことや、豊饒時代の真田藩が鳥居峠（帰去来峠）をめぐって上田城と沼田城とを結んで、上信地方にわたるグラシーを形成したことは知られていることである。さらに、木曾地方において尾張親藩が鳥居峠を越えて奈良井川の渓谷に進出して、松本藩に対し久しくグラシーを形成して來ており、島津藩が牛の峠を越えて、飫肥藩領側にグラシーを形成しようとして、紛争を起した例もある。

しかし、そのうちもっともグラシー本然の内容と形態をもつたものは、板谷峠をめぐっての上杉（米沢）藩のグラシーといえる。

一、会津時代から移されて三十万石の所領に減じられ、米沢に本拠を構えるようになった時の上杉藩領は、アルプスにおけるスイスのグラシーにもっとも近い形の「峠国家」の形態を整えた。すなわち出羽置賜盆地（米沢）を中心とし、板谷峠道により奥州側、福島盆地（伊達、信夫）に広く前進基地を得たことである。

一、この形態がグラシーに該当するということは、いち早く福島梁川に支城を設け、米沢本城との間に緊密なる連繫を保つために嶮岨の山道を拓いて緊密なる連絡路を敷設したこと。

一、当初、徳川幕府に対する不信感も手伝つて、この主要道路にそい屯田的帰農武士の部落配置に当ったこと、従つて福島盆地における板谷道入口の庭坂をはじめ李平、板谷、峠、大沢、関根等の山間地に在郷武士部落を配したばかりでなく、この道が置賜盆地（米沢）への入口には東原、南原はじめ各所に郷土屯田村を分布させている。

一、寛文四年上杉藩の絶家の危機に際して、兎も角も領地半減の儘存続を認められたが、中通り筋（奥州側）の信夫、伊達一帯は幕府に没収され、福島の支城も廃棄させられてしまった。要するに奥州奥地への主要通路を抑える福島盆地は早くから幕府没収のまことにされて來ていた。

一、この領地半減の際、幕府の境界紛争裁決の基本態度「水落ち境い」が適用されず、板谷峠から福島側に下つた沢筋の境界が認められたこと。

一、この際に僅かながら、旧来の米沢藩グラシーの形が残されたこ

と。幕府側としてこの程度のグラシーは問題にならないとしたばかりでなく、この沢筋の境界にせめても、上杉藩の面目を残すために上杉藩にゆかりの在郷武士部落民の協力があつたことは否めない。

一、後になって、板谷峠の「沢通り」境界を否定して「水落ち境い」すなわち峯通りの境界に押し戻そうとして、福島側（天領）地元村の紛争提起がくり返されるが、上杉藩領時代から奥羽山脈の東西両側の山地一帯は、山麓村々の所屬地として、決定分割せず、広く入会山林として来た慣行（これによつて乏しい中からできるだけ共存を保証した）が、異領となつて地元村々を自繩自縛に陥らせたこと。

一、江戸時代に決定された不自然な境界（藩界）がそのまま、以前、磐城（明治元年にできた国々）の国界に引きつがれ、またそれが山形、福島両県界として今に続いていることは、このグラシー部分がそれ程生産的の所でなかつたこと。松川渓谷すなわち「おぼが沢」「袖ヶ沢」が相当深いゴールジをなしているために境界線として認定しやすいこと、ことに福島側にあつた李平部落など早くから四散してしまつて、板谷部落との交渉がなくなつたことなどがあげられる。

政治地理学におけるグラシー（畔国家）の研究は、わが国では余り進められていない。勿論、幕藩私領は今の近代国家と同じ生態をなすものでは決してない。然し、幕府統制下ながら各私藩は自らを「國家」と称し制約の中の自主的な政治形態であった。したがつて限られた自主性の中で思いの外近代国家と類似の生態を営んでいた。ことに享保以前の江戸前、中期においてそれをうかがうことができる。（昭